

## 九州大学基金本部会議規程

平成23年度九大規程第46号  
施行：平成23年10月1日  
最終改正：平成28年3月31日  
(平成27年度九大規程第75号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学基金本部規則（平成23年度九大規則第40号）第4条第2項の規定に基づき、基金本部会議（以下「本部会議」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 本部会議は、基金本部本部長（以下「本部長」という。）又は基金本部副本部長（以下「副本部長」という。）の諮問に応じて、九州大学基金規程（平成22年度九大規程第8号）第3条に規定する事業及び第4条に規定する募金活動に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 本部会議は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 理事
- (4) その他本部長が必要と認めた者

2 前項第4号の構成員の任期は、2年とする。ただし、構成員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 本部会議に議長を置き、本部長をもって充てる。

- 2 議長は、本部会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、副本部長がその職務を代行する。

(構成員以外の者の出席)

第5条 本部会議が必要であると認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(事務)

第6条 本部会議の事務は、総務部同窓生・基金課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、本部会議の運営等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規程第100号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第75号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。